

斑鳩町録音コンパクトディスク貸出し要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人斑鳩町社会福祉協議会（以下「本会」が町内に居住する視覚障がい者（児）に対し、各種の情報を録音したコンパクトディスク（以下「CD」という。）を貸出し、視覚障がい者（児）の情報と知識を高めることによって、生活意欲の高揚を図り、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 斑鳩町内に居住する視覚障がい者（児）を対象とする。

(貸出し方法)

第3条 CDの貸出しを利用する者は、本会に氏名、住所、年齢、電話番号等を申し出、登録を受けるものとする。登録後の住所変更等は、すみやかにその旨を本会に届け出なければならない。

2 CDは、原則として録音した発行物の配布日に登録者に送付する。情報内容等により臨時貸出しをすることができる。

(貸出し期間)

第4条 貸出しを受けた者は、CDを受領した後は、CDを大切に取扱うとともに、郵送にかかる期間を除き、3週間以内とする。ただし、必要に応じ延長することができる。

(転貸し等の禁止)

第5条 貸出しを受けた者は、本会の許可なく複製又は転貸してはならない。

(録音作業)

第6条 CDの録音作業は、ボランティアグループの奉仕活動によるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要領は、昭和 5 3 年 6 月 1 0 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。